

#### 大規模災害時における医療資材の供給に関する報告

研究分担者 雨宮守正 さいたま赤十字病院腎臓内科 部長

**研究要旨** 医療機器販売業は、いつ、いかなる時も、医療機器・医療材料を安定して医療機関に届ける社会 使命のもとに、大規模災害時にあっても自らが被災者であっても使命遂行に全力で傾注してきた。

一般社団法人日本医療機器販売業協会(医器販協)は、2011年3月11日の教訓のもとに、「大災害時の対応マニュアル」を策定し、協会はもとより各ブロックと都道府県医療機器販売業協会および会員各社の協力によって、必要な時に、必要な物を、必要としている人たちに安定供給し、社会的な使命を果たすことで存在意識を高めていくことを強く認識している。

そこで、ここでは日本医療機器販売業協会の「大災害時の対応マニュアル」をもとに、協会が各都道府県の協会に対して提案している災害対策について報告する。

#### A. 研究目的

大規模災害時に透析医療を継続するためには,人員・施設・ライフラインはもとより,薬剤や医療資材の供給はなくてはならない要件である。本稿では,災害時における医療資材の供給体制を確立するために,日本医療機器販売業協会が各都道府県に呼びかけている災害対策を周知することを目的に報告する.

#### B. 研究方法

日本医療機器販売業協会(医器販協)の災害対策について、協会が作成したマニュアルに基づき、その概要を解説する。

別添「大災害時の対応マニュアル ~一般社団法人 日本医療機器販売業協会ならびに各都道府県医療機器 販売業協会が行なう災害対策~」の目次を添付する.

#### C. 研究結果

#### 1. 災害に対する事前対策

#### (1) 医療機器供給体制について

都道府県医療機器販売業協会(以下「都道府県協会」という.)は、各自治体(都道府県)との間において「災害対策協定」の締結を行い災害発生時の取り決めを決めておく.

#### (2) 災害訓練の実施

都道府県協会は、可能な限り自治体と協同して災害 訓練に参加し、医療機器などの緊急配送および災害拠 点病院との連携を確認する。

#### (3) 緊急配送用車両の登録

都道府県協会は、災害発生時に緊急配送に支障をきたさないよう、事前に自治体と協議調整のうえ緊急配送車両の登録を行い、道路封鎖時に通行許可車両として使用できるように準備する。事前登録が不可の場合は、災害発生時には速やかに登録を行う。

あわせて、各ブロックおよび都道府県毎に、広域集 配機能を有する運送会社との災害時協力のための覚書 を締結し、予め協力運送会社を登録し災害時に速やか に対応できるように準備する。

#### (4) 緊急連絡網の整備

都道府県協会は、被災状況の把握や後方支援体制の 早期立ち上げをはかるため、自治体・医師会・薬剤師 会・歯科医師会・各都府県協会・会員各社・メーカ ー・警察・消防などと緊急連絡網を整備する。

#### (5) 医療機器・医療材料供給体制の確認

災害時においても, 販売業の機能や販売業と医療機 関とのネットワークが維持されている場合は, 平常時 の供給体制を基本とする。ただし正常な機能が保持できていない場合であっては、医療機器販売業協会、各都道府県協会、会員各社、メーカーとの連携のもとに協同供給体制を実行する。

#### 2. 支援体制の設定

(1) 該当都道府県内にとどまる災害

該当都道府県に最も近い都道府県の協会所属会員企 業が支援する。

(2) 地方をまたがる広域災害

緊急物資の供給経路を最も重視した,近隣ブロック が支援する体制で支援する.

#### 3. 災害発生時の対応

- (1) 医器販協および被災地都道府県協会に災害対策本部を速やかに設置する.
- (2) 会員会社は、他の会員会社の被災状況および 医療機器などの供給状況、ならびに医療機関被 災稼働状況などの情報を被災地都道府県協会に 報告する。
- (3) 被災地都道府県協会は,医器販協災害対策本 部に被災状況および医療機器などの供給状況を 速やかに報告し,必要な医療機器などの調達要 請を行う.
- (4) 医器販協災害対策本部は、国または自治体に 被災状況および医療機器などの供給状況を速や かに報告する。
- (5) 医器販協および被災地都道府県協会は,必要 に応じ各都道府県協会に後方支援要請を行う.

#### 4. 災害の定義

災害の規模がどのようなレベルで対策の対象とするかの判断が難しいため、まず災害が発生した時点で当該被災地の都道府県協会に状況確認を行い、即時に対策本部を設置することを最優先とし、その後、必要性が認められない場合は速やかに解散させることで、不測の事態に対する事前対応を優先する.

- 5. 災害対策本部ならびに自治体(都道府県)への人 材支援
  - (1) 災害対策本部の設置が行われた場合は、会員

各企業は概ね従業者100名に対して1名(支援 要請された医療機器などの品名・規格などを正 しく判断できる者が望ましい)を目安に,人的 支援を積極的に行うこととする.

- (2) あわせて、各都道府県協会は、当該被災地の 自治体(都道府県)の被害対策に対する医療機 器調達担当組織に対して、できうる限り人的支 援を行い、調達物品の情報(品名・規格・数 量・適正な調達方法など)を正しく判断できる よう積極的に協力する。
- 6. 一般社団法人日本医療機器販売業協会(医器販協) 災害対策本部

〒113-0033

- 7. 行政からの要請事項と手順
  - (1) 厚生労働省医政局経済課から医器販協災害対策本部に医療機器の供給依頼および災害状況報告の要請が書面で届く
  - (2) 医器販協災害対策本部では、被災地の都道府 県協会に厚生労働省からの要請のあった医療機 関ごとの書面をメールまたは FAX で送付. 都道 府県協会では、当該医療機関の供給依頼リスト の機器などがすでに会員業者に伝わっているか を確認して、重複しないように会員企業に要請 を行う.
  - (3) 要請を受けた都道府県協会は、供給や派遣を行い、これらの状況報告を医器販協災害対策本部にする.
  - (4) 対価の請求については、厚生労働省から要請 のあった物品や業務については、その実費(消 費されたものに限る)が支払われる。また、協 力要請された医療機関内の使用物品や派遣にか かわる費用については、直接、当該医療機関と 交渉のうえ、請求する。
- 8. 首都直下型地震発生時に,本部機能が確保できない場合は,医器販協災害対策本部機能は大阪医療機器協会事務局に移転する.

#### 9. 終わりに

医器販協は、以上のようなマニュアルのもとに、各都道府県の協会と連絡を取りながら、連携を深めている。都道府県同士の温度差はあるものの、今後の統一した進展が望まれる。

#### D. 健康危機情報

特になし.

#### E. 研究発表

特になし.

#### F. 知的財産権の出願・登録状況

特になし.

# 大災害時の 対応マニュアル

~一般社団法人日本医療機器販売業協会ならびに各 都道府県医療機器販売業協会が行なう災害対策~

(2012年9月1日制定)

(2013年9月1日改正)

(2014年9月1日改正)

(2015年9月1日改正)

(2016年9月1日改正)

(2017年9月1日改正)

(2018年9月1日改正)

(2019年9月1日改正)

(2020年9月1日改正)

(2021年9月1日改正)

一般社団法人 日本医療機器販売業協会(医器販協)

#### はじめに

わが国は世界の中でも地震大国と言われているとおり、1995年の阪神淡路大震災からわずか26年の間に、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、能登半島地震、宮城・岩手内陸地震、新潟県中越沖地震、東日本大震災につづいて熊本地震と甚大な被害を受けてまいりました。

また、近年各地で発生する豪雨による災害や、大雪による災害まで常に罹災と隣り 合わせの状況に置かれているといって過言ではないといえます。

我々医療機器販売業は、いつ・いかなる時も医療機器・医療材料を安定して医療機 関にお届けする社会使命のもとに、大規模災害時にあって自らが被災者であるにもか かわらず、使命遂行に全力を傾注してまいりました。

日本医療機器販売業協会は、2011年3月11日の教訓をもとに、「大災害時の対応マニュアル」を策定し、協会はもとより、各ブロックと都道府県医療機器販売業協会および会員各社の協力によって、必要な時に、必要な物を、必要としている人たちに安定供給し、社会的な使命を果たすことで存在意義を高めていくことが大切であると強く認識しなければなりません。

2021年9月1日

一般社団法人 日本医療機器販売業協会 会長 浅若 博敬

### もくじ

1.	(一社)日本医療機器販売業協会ならびに各都道府県医療機器販売業協会が	· Э
	なすべきマニュアルについて	
2.	災害に対する事前対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. Э
	(1)医療機器供給体制について	
	(2)災害訓練の実施	
	(3)緊急通行車両について	
	(4)緊急時連絡網の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
	(5)医療機器・医療材料供給体制の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. ۶
3.	支援体制の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. ۶
4.	(一社) 日本医療機器販売業協会 各都道府県協会一覧 ・・・・・・・・	1C
		13
6.	災害の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
7.	災害対策本部ならびに自治体(都道府県)への人材支援 ・・・・・・・・	15
8.	災害発生時の対応図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
9.	(一社)日本医療機器販売業協会(医器販協)災害対策本部 ・・・・・・	17
10.	国から要請される業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
11.	要請事項と手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
12.	首都圏直下型地震発生時における医器販協災害対策本部機能の移転について	19
	(1)移転の決定	
	(2)医器販協大阪災害対策本部	
	(3)業務手順	
13.	地震調査委員会が発表している主な断層や地震について ・・・・・・・	21
14.	想定される大震災について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
15.	首都圏直下型の大震災による被害の想定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
16.	会員各社がとるべき体制について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
17.	DMAT1チームの標準医療資機材(参考資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
18.	災害拠点病院の一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
19.	各都道府県と各都道府県協会との災害時における医療機器等の供給等に・・	86
	関する協定書 締結状況	
20.	都道府県との災害時供給協定書標準様式について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87

本大災害時の対応マニュアルは、毎年7月 に総務部会長の指示で見直すこととする。

## 一般社団法人 日本医療機器販売業協会 大災害時の対応マニュアル

2012年(平成24年)9月1日制定

編集·発行 一般社団法人 日本医療機器販売業協会 総務部会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-39-17 KOGAビル4階 TEL: 03-5689-7530 FAX: 03-5689-7919

URL: https://www.jahid.or.jp/

E-mail: info@jahid.or.jp

無断複製・転載をお断りします